

令和2年度 社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会 事業計画

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

－運営方針－

少子高齢化や人口の減少，さらには核家族化の進行など地域社会を取り巻く環境は大きく変化し，地域のつながりの希薄化により社会的孤立や生活困窮，介護・子育てに対する不安など，福祉課題は多様化・複雑化しています。

また，昨年10月に本市へ甚大な被害をもたらした台風19号など，近年全国で頻発する大規模な自然災害に対する，防災・減災に向けた取り組みが重要となっています。

このような中，子どもや高齢者・障がい者などすべての人々が，住み慣れたまちで安心して暮らせる「地域共生社会」の実現のため，地域の課題を住民が主体的に把握して解決を試みる体制づくりと担い手の育成が求められています。

常陸太田市社会福祉協議会では，市民・行政・関係団体等との連携と協働のより一層の強化を図り，「すべての人が安心して幸せに暮らせるまち」を目指し，「地域福祉活動計画」の基本理念や基本目標の具現化に向けて，多くの市民の方々の福祉への理解と参加を得ながら，住民主体の地域福祉活動の推進，福祉を担うボランティアの啓発・育成並びに在宅生活を支えるための交流活動や見守り活動の促進など，各種福祉サービスの充実に努めてまいります。

また，社会福祉協議会の機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるよう，職員の専門性の向上や職員体制の整備を図ると共に，実施事業の検討・改善を行い，安定した財源確保と適正な支出管理により，組織経営の基盤強化を図ってまいります。

－事業計画－

1. 法人運営

(1) 法人運営

- ① 理事会，評議員会の開催
 - ② 監査の実施
年3回実施
 - ③ 会員（一般会員，賛助会員，特別賛助会員）の加入促進
(ア) 主として4月から6月に募集
(イ) 説明会の開催
 - ④ 個人情報保護の徹底
- ##### (2) 福祉サービス苦情解決
- ① 第三者委員会の開催
 - ② 苦情解決研修会への参加
 - ③ 苦情処理に関する周知

2. 地域福祉活動計画

- ① 計画に沿った活動の実施状況の確認
- ② 福祉のまちづくり推進委員会の開催（市と合同）

3. 誰もが参加できる地域をつくる事業

(1) ボランティアの育成・活動支援

- ① ボランティアに関する研修会の開催
- ② ボランティア団体に対する助成

(2) ボランティア・市民活動センターの運営

- ① ボランティアの相談・登録
- ② 要請に応じたボランティアとの連絡調整
- ③ ボランティア活動保険加入促進

(3) 福祉・人権教育を支援

① 児童生徒のボランティア活動の支援

市内小中学校全校

福祉体験学習（総合学習）の支援・調整

学校が実施する福祉体験に伴う福祉体験学習機材の貸出し
活動費の一部助成

② 中学・高校生福祉チャレンジセミナーの開催

福祉体験（車いす，アイマスク，手話，点字体験等）

③ 教職員福祉セミナーの開催

福祉体験（車イス，アイマスク，手話，点字体験等）

(4) あんしんファミリー介護講座（市受託）

対象者：中学生以上

(5) 支部等が実施する福祉体験に伴う福祉体験用器材の貸出し

車いす，アイマスク，点字用品等

(6) 福祉まつりの開催

- ① 福祉活動の啓発
- ② ボランティア・地域福祉活動実践者の交流・情報交換
- ③ 企業・団体等の社会貢献活動の場の提供

(7) ふくし講演会の開催

福祉活動及びボランティア活動の啓発

(8) 社会福祉大会の開催

社会福祉に貢献された方々の顕彰，講演など

(9) おおたの福祉の発行

- ① 年4回発行
- ② 行事・支部活動等，福祉情報の発信

(10) ホームページの運営

最新の福祉情報の発信（随時更新）

(11) 在宅福祉サービスセンターの運営（市受託）

- ① 日常生活のサービス提供
対象者：高齢者，障がい者等
調理，洗濯，清掃，買い物等
- ② 協力会員研修会の開催

(12) ファミリー・サポート・センターの運営（市受託）

- ① 一時的な保育，保育施設等への送迎等のサービス提供
- ② 親子サロンの開催
- ③ 協力会員研修会の開催

4. ふれあい，支え合う地域をつくる事業

(1) 支部事業の支援

- ① 財政・活動支援
- ② 財源づくりのための福祉バザーの実施
実施地区：常陸太田地区，金砂郷地区，里美地区
- ③ ふれあい事業，交流事業等の参加者送迎のための車両支援
マイクロバス，ワゴン車
- ④ 支部長会議の開催
- ⑤ 支部連絡会の開催
支部間の交流と情報交換
- ⑥ 地区ごとの地域ふくし懇談会の開催支援
- ⑦ 支部間の連絡調整

(2) 小地域でのふれあいサロン（たまり場）活動の拡充

- ① サロン活動への支援
サロン運営費の一部助成
立上げの相談支援及び費用の一部助成
- ② サロンボランティアの情報交換・研修会の開催
- ③ ふれあいサロン（たまり場）の情報の発信

(3) レクリエーション用具等の貸出し

支部・ボランティア団体等が実施する事業への貸出し
輪投げ，的当てゲーム等

(4) おもちゃ図書館の開設

対象者：子育て中や子どもの成長過程において何らかの不安を感じている方

- ① 開設日及び場所
毎月第2土曜日（総合福祉会館）
毎月第3水曜日（水府総合センター）
総合福祉会館プレイルーム開放日（毎月1回）
- ② おもちゃの貸出し

(5) 歳末たすけあい事業

支援を必要とする方への事業

おせち料理等配布事業，ふれあい訪問事業，地域でささえあう赤い羽根大掃除事業（室内清掃），ひとり親・両親のいない家庭支援事業，生活困窮世帯等支援事業

(6) ふれあい型食事サービス事業（市受託）

対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者及び障がい者

① 実施回数

常陸太田地区：毎月2回（8月を除く）

金砂郷地区，水府地区，里美地区：毎月1回（7月，8月を除く）

② ボランティアによる手作り弁当を利用者宅へ届けて交流

(7) 認知症サポーター養成講座事業（市受託）

① 講座の開催

対象：小・中学生，市民，企業・商店等

② 講師役である認知症介護アドバイザー（キャラバンメイト）のスキルアップ研修

(8) 在宅介護者リフレッシュ事業（市受託）

対象者：自宅で高齢者等を介護している方

介護の悩みや介護体験の情報交換や心身のリフレッシュ，介護研修等（年4回）

5. みんなで見守り，安心できる地域をつくる事業

(1) 地域包括支援センターの運営（市受託）

① 高齢者に関する総合的な相談支援

② 高齢者の権利擁護（虐待を含む）

③ 包括的・継続的なケアマネジメント支援

④ 認知症総合支援

認知症初期集中支援チームの配置

認知症地域支援推進員の配置

⑤ 地域ケア個別会議の開催

⑥ 介護予防支援業務

⑦ 保健・福祉・医療関係機関，団体とのネットワークづくり

(2) 生活支援体制整備事業（市受託）

① 生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）の配置

② ボランティア等の生活支援の担い手の養成

③ 地域での見守り活動の推進（支部，民生委員・児童委員との連携）

④ 関係者間の情報共有

(3) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

生活再建や日常生活等のための一時的に必要な資金の貸付

(4) 小口資金貸付事業の実施

生活再建のための一時的なつなぎ資金の貸付

6. 災害や地域の異変に備える事業

- (1) 災害時支援に関する研修会
- (2) 災害時介助員の派遣（市との協定）

7. 地域福祉を進めるための環境を整える事業

- (1) 善意銀行の運営
善意金品の預託受付と福祉事業や福祉施設等への払出し
- (2) 共同募金運動の推進
赤い羽根募金・歳末たすけあい募金運動への協力

8. 在宅での生活を支える事業

- (1) 日常生活自立支援事業（県社協受託）
 - ① サービスの提供
対象者：認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者等
福祉サービスの利用手続き，日常的金銭管理，書類等の預かり
 - ② 生活支援員研修会の開催
- (2) 軽度生活援助事業（市受託）
対象者：軽度の障がいがある概ね65歳以上の高齢者
 - ① 調理，洗濯，清掃等の日常生活の支援
 - ② 協力会員の研修会の開催
- (3) 外出支援サービス（医療機関送迎）事業（市受託）
対象者：自力で交通機関を利用して通院が困難な概ね65歳以上の高齢者
金砂郷地区，水府地区，里美地区で実施
地区内の医療機関への通院送迎
- (4) 日常生活用具（介護用品）の貸出し
車いす，ベッド等
- (5) 居宅介護支援事業所「まごころ」の運営
対象者：要支援・要介護認定者
 - ① 介護支援専門員による介護相談及び介護サービスケアプランの作成
 - ② 介護認定調査の実施（市区町村受託）
- (6) 訪問介護事業所「まごころ」の運営
対象者：要支援・要介護認定者
 - ① ホームヘルパーによる身体介護，生活支援
 - ② 日常生活に関する相談
- (7) 多機能福祉サービス事業所の運営
 - ① 「ゆめの樹」（稲木町：総合福祉会館）
対象者：生活介護の認定者
 - ② 「つなぐ」（増井町）
対象者：就労継続支援（非雇用型）の認定者

(8) 児童発達支援事業所「あいあい」(多機能型)の運営

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス
- ③ 保育所等訪問支援

(9) 居宅介護事業所「まごころ」の運営

- ① ホームヘルパーによる身体介護, 家事援助等
- ② 障害者等移動支援事業(市受託)
買い物, 余暇活動等の外出援助

(10) 障害者等相談支援事業所の運営

- ① 特定相談支援
対象者: 身体・知的・精神障がい者, 難病等対象者
- ② 障害児相談支援
- ③ サービス利用計画の作成

9. 介護予防を支援する事業

(1) 生き生きふれあい事業(市受託)

対象者: 65歳以上の閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者
介護予防体操, 創作活動, レクリエーション等

(2) 介護予防栄養改善事業(市受託)

対象者: 概ね65歳以上の高齢者

- ① 栄養に関する出前講座や相談
- ② 栄養改善が必要とする65歳以上の高齢者に対する指導
- ③ ふれあい給食及び支部事業での調理献立の作成, 指導

(3) 介護予防口腔機能向上事業(市受託)

対象者: 概ね65歳以上の高齢者

- ① 口腔に関する出前講座や相談
- ② 口腔改善が必要とする65歳以上の高齢者に対する指導